

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）第5条の2、第6条の4、第6条の5、第10条、第11条及び第21条の規定により、職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基礎在職期間)</p> <p><u>第3条の2</u> [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号。以下「条例」という。）<u>第1条の2、</u>第5条の2、第6条の4、第6条の5、第10条、第11条及び第21条の規定により、職員の退職手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(条例第1条の2第2項に規定する規則で定める日数)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第1条の2第2項に規定する規則で定める日数は、18日（1月間の日数（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)とする。</u></p> <p>(基礎在職期間)</p> <p><u>第3条の2の2</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。